

千葉県療育医療給付実施要領

第1 目的

児童福祉法第20条の規定により、結核にかかっている児童に対し医療機関に入院させて専門的な医療の給付を行うとともに、この間療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるのに必要な学用品の支給を行う。

第2 対象

市内に住所を有する結核児童であつて、その治療に長期間を要し、医師が入院を必要と認めた者。

第3 療育の実施機関

療育の給付は児童福祉法第20条の規定に基づき、都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。）が指定した医療機関（以下「指定療育機関」という。）に委託して行う。

指定療育機関は「指定療育機関医療担当規程」（昭和34年9月5日厚生省告示第260号）の定めるところにより、この事業が適性かつ円滑に実施されるよう配慮すること。

第4 療育の給付

療育の給付は、本制度の性格上児童が入院した場合に限るものとし、通院治療は給付の対象としない。

2 医療に係る療育の給付（以下「医療給付」という。）は、児童福祉法第20条に定めるとおりとする。

3 医療給付は原則として結核の治療に限られるが、結核に起因する疾病又は結核の治療に支障をきたす疾病を併発している場合は、この治療を給付の対象として差支えない。

なお、療育の給付の対象となった児童、特に骨関節結核児童で、将来機能障害を残すおそれの多いものについては、適時に適切な理学療法等を行うよう考慮し、症状が固定し、身体に機能障害が残ったため、長期の機能訓練、職能訓練を必要と認めた場合には、症状に応じて肢体不自由児施設入所等の措置をとること。

4 学習に必要な物品（以下「学習用品」という。）の範囲は、直接学校で使用される教科書、ノート等の通常の学習用品のほか、これに伴う予習復習に必要なものも含むものとする。

5 療養生活に必要な物品（以下「日用品」という。）の範囲は児童の生活指導に必要な月刊雑誌、子供新聞、教養図書、手工（芸）材料玩具等のほか必要に応じて身の回り品、下着等を含むものとする。

第5 給付の申請及び承認

1 申請

(1) 申請者は児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第10条第1項の規定により、給付を受けようとする児童の親権を行うもの又は後見人が申請する。

(2) 申請に伴う関係書類は、千葉市自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要領の規定によること。

(3) 市は、申請者にこの制度（特に徴収金の納入）について充分理解させるとともに希望する指定療育機関については、病名、症状に応じた指定療育機関を選定するよう指導すること。

2 継続・変更申請等

(1) 療育券に記入された指定療育機関において診療を担当することが不適当なため、他の指定療育機関への変更及び給付を療育券の有効期限を過ぎて継続する場合は、指定療育機関は、「療育給付変更協議書」（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(2) 療育券を紛失または、き損した場合は、紛失（き損）てん末書を添えて「療育券再交付申請書」（様式第2号）を市長に提出し再交付を受けること。

3 承認

(1) 市長は、療育給付変更協議書を受理し、適当と認めたときはその内容を記載した療育給付変更承認書（様式第3号）を当該指定療育機関に送付する。

なお、前記については、申請者に対しても通知すること。

第6 徴収金の額の決定及び徴収

1 徴収金の額の決定

千葉市自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要領の規定を準用する。この場合において「自己負担金」を「徴収金」に、「育成医療」を「療育」に読み替えるものとする。

2 徴収金の徴収

前項により決定された徴収金は、法第56第2項の規定により徴収するものとする。

第7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び社会保険法との関連

療育の給付を受ける児童が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用負担を受けるものである場合及び社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者である場合は、それぞれ感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び社会保険各法による負担及び給付が行われるので、これらの法律により給付を受けた残りの部分すなわち、療育の給付に要する費用のうち本人が直接負担する部分について療育の給付の対象とする。

第8 その他

市は、療育給付状況を明確にしておくため、療育券交付台帳を備え、その状況を明らかにしておくものとする。

附 則

この要領は、平成 4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。